

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

23

ある研究員の場合

潰されかかつた手指

パン製品等を製造するT社（労働者数約120人）で研究員として働くAさん（55歳）は、異動配属されて約1年になり、毎日を頑張っている。

○労働災害発生状況

さて、被災当日もパン等の生地の開発・試作に取り組んでいたが、原料等を微妙に変えながら試作する必要から、午後になると、使用する「モルダー」（食品加工用機械の一つで、生地を平たく押し延ばすもの）の清掃に取りかかった。清掃では、モルダーに付着・残留する小麦粉等を拭き取るのだが、Aさんはいつものようにモルダーを運転しながら行っていた。拭き取り用のウェス（布切れ）でモルダーの外側を拭き、次に内部



本例では機械が旧式ということもあり、これらが設けられておらず、容易に手指が危険部に届く状態にあつた。

また、モルダーを安全に使用するための作業手順についても特段教育を受けていないこともあり、清掃作業を効率的に進めるよう運転しながら行っていた。清掃・調整等の作業を行う時は、機械停止す

ること。
②動力機械にかかる作業の安全確保に関し、事業者として管理上の問題があつたこと。

①危険箇所（ローラー部）に容易に手が届く構造であつたこと。また、清掃するに際し機械を停止せずに行つたこと。

動力機械について清掃や調整等をする場合には、巻き込まれのおそれがあることから、当該危険部に手指が届かない等の安全化措置（囲い等）を講じておくべきといえるが、

つまり、前記①のように機械の安全化について未措置であつたこと。（平成25年10月から食品加工用機械の規制が強化され、既存の機械に関しては囲い等を設ける必要があること）

また、作業者に対しては、作業を安全に行わせるために「作業手順書」を作成し、必要な教育を行つておくべきところ未実施となつていて。

さらに、作業者には危険感受性を高める教育を行つて意識を高めておくことが望ましいが、いざれも未実施といえる実態があり、管理上の問題があつたといえる。

※労働安全衛生規則第130条の8

事業者は、食品加工用ロ

ル機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い・囲い等を設けること。
本件モルダーに限らず、機械の機能目的として成り立つ限度において、機械の有する駆動力、加害力、エネルギー

を小さくすること等により、労働者の身体を負傷させるに至らない設計・製造が機械メカニズムには望まれる。

※同規則第107条

事業者は、機械の掃除、給油、検査、修理、調整の作業を行う場合において危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。

※同規則第35条

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全のための教育を行うこと。（平成25年4月通達）

食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましい】

ローラーによる手指の押し潰し、これは誰でも容易に予見できる危険な出来事である。取り組もう、危険回避対策！

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）